

○夕張市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和4年11月8日決定

(目的)

第1条 この要綱は、夕張市（以下「本市」という。）における産業振興及び定住促進による地域活性化を目指すため、大学等を卒業後に夕張市内に居住及び夕張市内又は他自治体に就業する者へ在学中に借り入れた奨学金の返還に対して補助を行うことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金、生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）、その他市長が認める奨学金をいう。
- (2) 事業所等 個人又は法人であって、事務所、店舗、工場、その他事業に供する施設を有するものをいう。
- (3) 大学等 学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、専修学校、高等専門学校及び高等学校をいう。
- (4) 正規雇用 社会通念に従い、当該労働者の雇用形態、賃金体系等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給形態、賞与、退職金、定期的な昇級又は昇格の有無）を総合的に勘案して正規雇用と判断されるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 本市又は他自治体の事業所等で正規雇用として勤務し、令和5年4月1日以降に本市に転入した者、又は、既に本市に居住しており、令和4年度以降に大学等を卒業し、その翌年度以降に事業所等で正規雇用として勤務する者。
- (3) 本市又は他自治体の事業所等に5年以上継続して勤務する見込みがあり、かつ、本市に5年以上定住する見込みがある者。
- (4) 大学等を卒業後、在学期間中に奨学金の貸与を受けて、その返還を行っている者、

又は返還を行う予定である者。

(5) 奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていない者。

(6) 市税を滞納していない者。

2 前項に規定する者のうち、国家公務員法に規定する国家公務員及び地方公務員法に規定する地方公務員は、補助対象者とするできない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金の額（夕張市内で就労する場合は月額2万円、他自治体で就労する場合は月額1万円を上限とする。）とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、市内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内とし、申請した日から起算して5年間（60箇月）を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、夕張市奨学金返還支援事業補助金交付（変更承認）申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの

(3) 卒業証明書、又は卒業証書の写し、若しくはこれに準ずるもの

(4) 雇用証明書（様式第2号）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる書類は、本事業の2回目以降の申請を行うときには、提出を省略することができるものとする。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、交付することを決定したときは夕張市奨学金返還支援事業補助金交付決定（変更承認）通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは夕張市奨学金返還支援事業補助金不交付決定（変更不承認）通知書（様式第4号。以下「不交付決定通知書」という。）により、それぞれ当該申請者に通知する。

(事業内容の変更申請)

第7条 申請者は、前条の交付決定を受けた内容に変更が生じたときは、交付申請書によ

り、変更に係る関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更承認の可否を決定し、交付決定通知書又は不交付決定通知書により当該申請者に通知する。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに夕張市奨学金返還支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に奨学金の返還の事実を証明するものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、当該報告書に係る書類等の審査により補助金の額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を請求するときは、夕張市奨学金返還支援事業補助金請求書(様式第6号)により市長に請求するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は補助金交付の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金交付の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正の行為があったとき。
- (4) 転出したとき又は事業所等に就業しなくなったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から施行する。